

4 支援給付を受けている方(受けようとする方)に お願いする届出など

◆ 支援給付の窓口

支援給付の窓口は、あなたの居住地の市役所・区役所・町村役場や福祉事務所などの支援給付の実施機関になります。

☆あなたの実施機関の連絡先は ⇨ 裏表紙をご覧ください。

◆ お願いする届出

1 収入の申告

(1) 新たに支援給付を受給する方の収入の申告

○農業収入、年金収入及び公的給付金等の収入がある方

直近の収入があった月の収入額を申告してください。

○上記以外の勤労収入、事業（自営）収入、仕送り等の収入がある方

直近月の収入の額を申告してください。

☆新たに支援給付を受給する方は、次の6月までは、収入が変動するたびに申告を行ってください。

(2) 支援給付を受給中の方の収入の申告

基本的に年1回毎年6月に前年分（1月～12月）の収入を収入申告書に記載し、収入金額を証する資料（各種源泉控除等の内訳がわかる給与明細書、源泉徴収票、課税証明書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）を添付して提出してください。

○収入申告書に記載する収入

- ・給料、ボーナス、退職金などの勤労収入
- ・農業や事業（自営）による収入
- ・年金、手当や公的給付金などの収入
- ・仕送りや財産収入
- ・慰謝料や保険金などの臨時的な収入 など

なお、収入申告をした後、例えば仕事を辞めてしまった場合など、どうしても現在受給中の支援給付では生活ができなくなってしまった場合には、実施機関にご相談ください。実施機関がやむを得ないと判断した時には、減少した収入に基づき支援給付の金額を変更することがあります。

ただし、この場合には、次の6月までの間、収入が増加する都度、申告の手続きを行ってください。

※ 年金の額が6月以外の月に変動した場合には、その都度届出を行ってください。

※ 臨時的に収入があった場合には、次の年の6月に収入申告をしていただくこととなり、次年度の支給額が少なくなる場合がありますので、当該月に臨時収入が入ったからといって消費することなく、計画的に消費するよう努めてください。

2 子ども世帯と同居している方は

同居している子ども世帯に収入がある場合には、その収入について毎年6月に前年1年分（1月～12月）の所得額を申告してください。

申告の際には、以下を添付してください。

- ・各種源泉控除等の内訳がわかる給与明細書
- ・源泉徴収票
- ・課税証明書 など



3 その他の連絡または届出

以下のような場合には、実施機関に連絡または届出をお願いします。（まずは電話でご連絡ください。）

- ・親族訪問等のために中国や樺太等へ渡航するとき
- ・病気やケガで初めて通院するとき
- ・入院や退院をするとき、また、入院先が変わるとき
- ・介護サービスを受けたいとき
- ・介護施設又は社会福祉施設に入所や通所をするとき、また、入所先が変わるとき
- ・同一世帯に変化があったとき（転入、転出、死亡など）
- ・家賃が変わったとき
- ・交通事故にあったとき、また、示談をするとき
- ・仕事を始めたり、変わったり、辞めたりするとき
- ・その他、生活の様子が変わったとき

厚生労働省からのお知らせとお願い

満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給については、権利を取得した日から5年経つと、申請ができなくなります。

平成20年1月1日に権利を取得した方の申請期間は、平成24年12月31日までとなっておりますので、まだ一時金の申請をされていない方、または申請をされていない方をご存じの方は、厚生労働省までご連絡ください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局

援護企画課 中国孤児等対策室

電話：03-3595-2456(直通)

※中国語の通訳が対応します。(平日の9時から17時45分まで)

◆ 支援給付決定（変更）通知書について

支援給付決定（変更）通知書は、支援給付の開始、変更の都度、あなたに送られてくるものです。支援給付を受けられる方はそれぞれの事項について説明を受けてください。

● 支援給付決定（変更）通知書貼付欄

（通知書貼付欄）